



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第22号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成25年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月31日

栃木県監査委員 板橋 一好
同 若林 和雄
同 金井 弘行
同 石崎 均

行第118号
平成27年3月2日

栃木県監査委員 板橋 一好 様
同 若林 和雄 様
同 金井 弘行 様
同 石崎 均 様

栃木県知事 福田 富一

平成25年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置状況

- 1 指定管理者となっている県の出資団体の財務に関する事務の執行等について
～上記団体に関する指定管理者制度の事務の執行状況を含めて～

項目	監査結果	講じた措置
1 公益財団法人とちぎ未来づくり財団 1 概要 (1) キャッシュフロー計算書の期末残高の不一致について	平成22年度キャッシュフロー計算書の期末残高と、平成23年度キャッシュフロー計算書の期首残高が一致していない。差異の発生理由は不明	平成25年度決算から、公益法人会計基準を適用しており、キャッシュフロー計算書は作成していない。今後とも会計基準に沿って適

	<p>である。 適正なキャッシュフロー計算書を作成すべきである。</p>	<p>正に財務諸表を作成する。(県民文化課)</p>
<p>(2) 平成25年度の事業活動に係る項目の費用処理について</p>	<p>総勘定元帳の平成24年度需用費支出項目中、平成25年度の事業活動に係る項目でありながら、資産(貯蔵品等)計上されていない項目(平成25年度の利用案内や事業案内チラシ等の印刷製本費支出)があった。 これらの項目は、平成24年度の需用費支出とすべきではなく、未使用部分を資産(貯蔵品等)計上すべきである。</p>	<p>指摘の項目は、無償配布する広報用パンフレット等であるが、財団全体の財政規模から勘案すると極めて少額で、財政に影響を及ぼすような重要性に乏しく、資産計上は不要であると判断し、費用計上したものである。今後とも、適正な費用計上を行う。(県民文化課)</p>
<p>(3) 賞与引当金繰入額の配賦について</p>	<p>本部管理費の賞与引当金繰入額は、本来、各事業に配賦されるべきものであるが、行われていない。配賦基準を定め配賦を行うべきである。</p>	<p>平成25年度決算から、公益法人会計基準に則り、本部管理費の職員人件費を法人会計に全額配賦している。(県民文化課)</p>
<p>(4) 財団運営調整積立金の活用について</p>	<p>とちぎ未来づくり財団運営調整積立金は、財団運営の健全性を確保するために設置されたものである。 しかし、財団運営調整積立金98,719千円は、過去数年間は利用された実績がない。財団の現預金残高は潤沢にあり、財団運営調整積立金の取崩の必要が生じる可能性は低い。財団運営調整積立金は、県民に還元する等の使い方を検討すべきである。</p>	<p>財団においては、平成25年度の決算における収支が赤字となったことに加え、平成26年度からの指定管理料収入も減額になっていることから、今後の経営状況によっては、積立金の取り崩しによる財源の補填も想定される。そのため、財団運営の健全性を確保できるよう運営調整積立金を積み立てておく必要がある。(県民文化課)</p>
<p>(5) 退職給付引当金の貸借対照表計上額と法人税申告書別表五(一)計上額の差異について</p>	<p>退職給付引当金は、貸借対照表計上額(特別会計計上額 208,091千円)と法人税申告書別表五(一)計上額(133,418千円)に差異がある。 法人税の申告調整を適正に行い、法人税申告書作成を行うべきである。</p>	<p>公益法人への移行に伴い、平成25年度決算から公益目的事業は課税の対象外になったことから、公益認定後の収益事業について、適正に法人税申告書を作成している。(県民文化課)</p>
<p>2 一般会計</p>		
<p>(1) 本部会計</p>		
<p>① 基本財産の表示について</p>	<p>財団の貸借対照表上、基本財産100,000千円の内訳科目として「基本財産積立預金」のみが記載されているが、このうち29,992千円は、第365回大阪府公募公債であり、本来「投資有価証券」として表示すべきものである。</p>	<p>平成25年度決算から、投資有価証券と表示している。(県民文化課)</p>
<p>② 基本財産に含まれる投資</p>	<p>上記において指摘した投資有価証券については、重要な会計方針とし</p>	<p>平成25年度決算から、指摘の項目について注記している。(県民</p>

有価証券に係る注記について

て、その評価基準及び評価方法を記載すべきである。また当該投資有価証券は、満期保有目的の債券のうち市場価格のあるものに該当することから、その内訳、帳簿価額、時価及び評価損益を注記すべきである。

文化課)

③ 基本財産及び特定資産として保有する投資有価証券の時価について

財団は、基本財産及び特定資産の一部として国債及び公債を保有しており、それらの中には市場価格があるものもある。決算時における時価の提示を求めたところ、いずれも満期保有目的の債券であり、時価評価を行わないため、時価は把握していないとのことであった。

平成25年度決算から時価を把握し、適切な貸借対照表価額を計上できる体制を整備している。(県民文化課)

当期末の時価を調べたところ、時価が著しく下落したものはなかったが、満期保有目的の投資有価証券であっても、少なくとも年に1回決算時点において時価を把握し、貸借対照表価額の妥当性を検討すべきである。

④ 未収金の計上について

一般会計の未収金として、文化振興事業に対する県からの補助金(2月分)1,119千円が計上されている。1月分については入金済みで未収分はないが、3月分については、特別会計である文化振興事業会計の未収金として計上されているとのことであった。

平成25年度決算では、指摘のあった県補助事業について、間接人件費は法人会計に、直接人件費及び事業費は公益会計に適正に計上している。今後とも適正に処理する。(県民文化課)

一般会計の未収金として計上されている、文化振興事業に対する県からの補助金(2月分)1,119千円は本来、文化振興事業会計の未収金として計上すべきものである。

⑤ 減価償却資産除却損について

経常外費用として347千円の減価償却資産除却損が計上されている。これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が保有していた資産について、事務所移転に伴って平成23年12月12日に廃棄したことによるものである。これらの資産が実際に廃棄されたのは、前期であることから、本来当該除却損の計上は前期に行われているべきであり、今期においては前期損益修正損として表示すべきである。

平成26年3月に行ったパソコン及び簡易無線機の資産の廃棄について、平成25年度決算で除却損として計上している。今後とも資産の除却があった場合には、適切な時期に適正に計上する。(県民文化課)

なお、減価償却費の計上は前期まで行われている。当期における除却は、前期末の簿価で行われており、当期の減価償却費は計上されていない。

⑥ 管理費として計上されている寄付金について

い。
管理費として2,560千円の寄付金が計上されているが、これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が以前事務所として使用していた青少年センターに飾られている絵画を、財団が県に寄付したことによるものである。
このような寄付は、事業を管理するため毎年度経常に要する費用には該当しない。正味財産増減計算書上、管理費ではなく、経常外費用として経常外増減の部に表示すべきである。

平成25年度決算では、指摘と同様の案件がない。今後、同様の案件が生じた場合には経常外費用として計上する。(県民文化課)

⑦ 財務諸表に対する注記の記載漏れについて

財団が行う東日本大震災被災者就学支援事業では、当期において、栃木県義援金配分委員会より194,518千円の寄付金を、指定正味財産として受け入れているが、このうち当期の事業費総額141,610千円を一般正味財産に振り替えている。
この内訳については、本来注記が必要であるが、その注記が行われていない。

平成25年度決算から、指摘の項目について注記している。(県民文化課)

⑧ 減価償却引当資産について

平成24年度末において、固定資産の減価償却累計額18,830千円に対して、減価償却引当資産が14,491千円であり、減価償却引当資産の方が少ない。これは、旧財団法人とちぎ青少年こども財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後も減価償却引当資産を積み立てているものの、旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団が保有していた固定資産の減価償却費相当額については、合併後、減価償却引当資産を積み立てていないことによるものである。
減価償却引当資産の積み立てについて、財団として処理が統一されていないことから、統一的な処理を行うべきである。

平成26年度から、必要な固定資産のみを対象として帳簿価額に合わせて減価償却引当資産の積み立て額を調整する方針とし、平成26年度は補正予算で対応した。今後とも、適正な処理を行う。(県民文化課)

⑨ 災害補償等積立資産について

平成21年度の旧財団法人とちぎ生涯学習文化財団の包括外部監査において、災害補償等引当資産の余剰が指摘されていたが、その措置として財団では、「退職給付引当資産で不足する部分を災害補償等引当資産から充当する等、財団運営上必要な費

災害補償等積立資産については、平成25年度に取り崩しは行わなかったが、平成26年度予算では一部取り崩しを行い財団運営上必要な費用に充当することとしている。

財団の経営状況は平成25年度決

用に充当することにする。」としていた。

しかしながら、その後何ら取り崩しは行われておらず、結果として平成24年度末の決算においても76,680千円がそのまま計上されている。

災害補償等引当資産については、平成25年度公益法人移行後の財団運営に必要な費用に充当する予定であり、平成25年度の予算において、一部取り崩すこととしているが、取り崩し後の残高について、その後財団運営上必要な費用に充当する明確な予定がないのであれば、県民に還元する用途を検討すべきである。

⑩ 会計規程の記載誤りについて

財団の新会計規程（平成25年4月1日施行）第79条（重要な会計方針）に誤字がある。

算において収支が赤字になっていることから、取り崩し後の残高についても、来年度以降の財団運営に必要な費用への充当が想定され、積み立てておく必要がある。（県民文化課）

指摘のあった誤字について、平成25年度中に会計規程を修正した。（県民文化課）

(2) 埋蔵文化財センター事業会計

① 固定資産として計上すべき備品購入費について

埋蔵文化財センター調査管理費のうち、備品購入費として計上されているもののうち、単価が10万円を超えるパーソナルコンピュータが4台あった。

財団の会計規程上は、「固定資産の範囲」として第39条において「この規程において固定資産とは、財団が保有する資産のうち流動資産以外の資産で耐用年数が1年を超える資産をいう。ただし、取得価額が法人税法施行令（昭和40年政令第97号、以下「施行令」という。）第133条に規定する金額未満のものは原則として固定資産として取扱わない。」と規定されている。

法人税法施行令第133条によれば、「少額の減価償却資産の取得価額の損金算入」として、「内国法人がその事業の用に供した減価償却資産（中略）で、前条第1号に規定する使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額（中略）が100,000円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と規定されてい

業者から提出された当該パソコンの単価には、パソコン本体と汎用ソフトが合算されていた。パソコン本体とソフトは別々のものであると思料され、パソコン本体の1台当たりの価格は75,180円であり、会計規定上の100,000円を超えないことから、固定資産として計上する必要はないと判断した。今後は、業者から品目ごとの内訳が記載された請求書を提出させ、適正に会計処理を行う。（文化財課）

② 栃木県埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について

る。当該パーソナルコンピュータ4台については、財団の会計規程に従い、固定資産として計上すべきである。

栃木県埋蔵文化財センターは県有財産であり、財団は県からその使用許可を受けている。財団は、埋蔵文化財センターの光熱水費等の負担について、県と協定書を締結しており、その中で財団が光熱水費等の3割を負担することとなっている。

財団が負担すべきこの3割部分は、財団の埋蔵文化財センター調査管理費から支出されており、その財源となるのは発掘調査事業収入である。発掘調査事業収入には県以外からの収入もあるが、その約3分の2は県からの受託料であることから、結果として、実質的には県が協定書上の負担割合である7割を超えて負担していることになる。

今後、施設の光熱水費の負担については、事業のあり方を含めて検討が必要である。

協定書では、財団の自主事業に係る光熱水費を財団が負担することとし、その割合を3割としているものである。発掘調査事業には県からの委託事業も含まれているが、あくまで財団の自主事業であり、財団が負担する光熱水費の財源に県からの収入が含まれていても、協定書に沿った負担内容となっている。(文化財課)

③ 調査報告書の発注単価について

埋蔵文化財センターでは、文化庁の通知に従い、発掘調査を行った後、現場毎に調査報告書を300部作成し、各種公的機関に無償配布している。

報告書の刊行、配布については文化庁の指導等に基づき適正に行われているが、財団では、報告書の著作権を持つ県の許可を得て、この報告書を数十部程度増刷し、財団職員並びに一般向けに有償で頒布している。

この有償頒布分の単価については、印刷業者との交渉により、無償配布分の20パーセントとして、無償配布分の落札業者と随意契約を行っている。しかしながら、実際の発注及び印刷は無償配布分と有償頒布分を併せて行われていることから、結果的に、1冊当たりの単価については、増刷分も含めて総平均的に計算した場合に比べて、無償配布分が割高に、有償頒布分が割安になっている。

それぞれの1冊当たりの単価は、総平均的に決定されるべきであり、それにより、県からの委託費を下げる事が可能となるため、今後、費

一般の方への報告書頒布価格については、埋蔵文化財の普及啓発という視点からも、ある程度廉価であることが求められる。報告書印刷の総平均的な単価で販売した場合、通常の高額になってしまうことから、現状方式もやむを得ないと考えられる。(文化財課)

3 特別会計

(1) 文化振興事業会計

① コンセール・マロニエ21の協賛について

用対効果や県の負担軽減等を検討する必要がある。

財団が主催する音楽コンクール「コンセール・マロニエ21」では総額320万円もの多額の賞金を出している。賞金水準が類似する他のコンクールでは一様に企業協賛を付けており、企業協賛により賞金を捻出していると考えられる。一方、コンセール・マロニエ21は平成21年度以降、企業協賛を獲得できておらず、賞金の資金は実質的に県からの補助金で賄われている。特に平成20年のリーマン・ショック後は県内企業の経済状況が思わしくなく企業協賛を集めにくい状況が続いているのも一因であるが、企業協賛を獲得するための営業活動の実績に乏しく、企業協賛を獲得する努力をしているとは言い難い。

今後は企業訪問等の営業活動を地道に行い、企業協賛を獲得する最善の努力をすることが望まれる。

平成25年度から、コンセール・マロニエ21の趣旨に沿い、企業訪問の実施に向け、賛同してもらえらる企業のリストアップ・選定等を行い、企業協賛の獲得のため、努力している。今後とも、より多くの企業協賛を獲得できるよう努める。(県民文化課)

② つり銭用資金の管理体制について

「つり銭用資金取扱要領」に従って、本部の財務担当者は「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めるべきである。

なぜなら、「つり銭用資金保管簿」の写しの提出を求めることは、単に つり銭用資金の過不足を確認するのみならず、各施設の資金担当者によるつり銭用資金の横領を防ぐという内部牽制の目的もあるためである。つまり、本部の財務担当者はつり銭用資金の管理者として、各施設においてつり銭用資金の残高確認が行われ、かつ、上長による承認を受けていることを書面で確認することをもって、つり銭用資金が保全されていることを確かめなければならない。

平成25年度末から、各施設から本部へ「つり銭用資金保管簿」の写しを提出させている。今後とも徹底していく。(県民文化課)

(2) とちぎ未来クラブ事業会計

① 委託料の金額決定基準について

県からの受託事業である「とちぎ未来クラブ事業」(平成24年度委託料:税込9,723千円)について、財団が県に提出した委託料積算根拠に計上されていない人件費(プロパー

平成27年度以降において人件費も含め予算措置することで検討している。(こども政策課)

職員1名の人件費と県派遣職員1名の超過勤務手当支出、勤勉手当支出、通勤手当支出)が約9,270千円ある。その結果、当該人件費不足分に相当する赤字が必然的に計上される仕組みになっている。財団は当事業を収益事業に位置づけている以上は、当事業から収益を上げられるように委託料積算根拠に当該人件費を含めるべきである。

(3) 総合文化センター管理運営事業会計

① 簿外預金について

総合文化センター管理運営事業で使用する普通預金は、専用口座として2口座(施設利用料口座、らくらくサービス利用口座)存在する。これらの預金残高のうち施設利用料口座の残高844千円が決算書上に反映されていない。

財団は決算に際して、年度末に各普通預金口座を本部の普通預金口座へ資金移動(午後3時頃)を行い、本部の普通預金残高のみを決算書上反映させる処理を行っている。しかし、実際には資金移動後に入金があっても当該事実が会計処理に反映されないこととなり、結果として入金額が「前受金」として処理されず、簿外預金が発生している。

それゆえ、各普通預金口座の期末残高を確認し、残高があるものについては、その入出金内容の事実に基づいて適切な決算処理を実施すべきである。

② 未払金の会計処理について

総合文化センター事業の維持管理にあたり水道光熱費の支出額は大きい。水道光熱費の支払は後払いであり実際の支出時期が4月末以降となることから、電気料金3,690千円(3月分)、冷暖房料金4,694千円(3月分)が翌期の支出として処理されている。当該会計処理は、財団で作成した未払金及び未収金処理要領に基づき行われている。

しかしながら、当該会計処理要領には金額的な重要性が考慮されておらず、総合文化センターの水道光熱費については金額的な重要性も大きい。

それゆえ、財団の会計処理要領の

平成25年度決算から、全ての口座の残高証明を取った上、決算上適切に反映している。今後とも適正に処理する。(県民文化課)

未払金及び未収金処理要領については、公認会計士の指導を踏まえ、金額の重要性等を勘案した上で、平成18年度に整備したものである。今後とも、当該要領に基づき適正に処理する。(県民文化課)

③ 県有施設に対する修繕等について

見直しを実施し、水道光熱費については未払金の会計処理を実施すべきである。

財団が管理する県有施設の修繕等の実施及び費用負担の基本的な考え方は、実施については原則として本来の効用持続年数を維持するために必要な程度の維持補修（小破修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものとして当財団が実施し、それ以外は県が実施することとなっている。また、費用負担については実施と同様に区分し、財団・県それぞれが費用を負担することとされている。

100万円を超える修繕において、県と財団の費用負担関係についての結論に至る考え方が明確な文書で残されておらず、その根拠が曖昧になっている。

財団は県の100%出資団体であることから、両者の協議は財団の財政状況を調整しながら実施しているものと推測されるが、指定管理者制度を採用していることから他団体が指定管理者となることも当然あり得ることである。

それゆえ、栃木県総合文化センターの管理に関する協定書に則った費用負担関係として処理する体制を構築すべきである。

当該施設の改築及び修繕等については、「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に基づいて運用しているが、緊急性等の理由により、両者協議の上、負担区分の額と異なる対応をした場合には、根拠を明確にした協議結果記録を適切に残すよう対応する。（県民文化課）

(4) 風土記の丘資料館管理運営事業

① 観覧者人数について

しもつけ風土記の丘資料館は、過去5年間の観覧者数は、平成19年度16,900名、平成20年度18,443名、平成21年度19,673名、平成22年度20,252名、平成23年度22,702名であり5年連続で前年度を上回っている。

今期より指定管理料が41,700千円から39,800千円に減額されている。それに伴う影響が全てではないが体験教室の実施回数の減少等もあり平成24年度の利用者数は18,937名と大幅に減少している。施設の利用料収入は少額（平成24年度：432千円）であり主たる目的は遺跡及び歴史資料の保存及び活用を目的とした普及活動にある。これまでの管理運営の

平成25年度については、体験教室の積極的な実施、魅力的な企画展示等により観覧者数は22,415人に回復した。また今年度も平成25年度を上回る状況で推移している。（文化財課）

経験を活かし、経費の削減を図り、また、工夫をこらした事業内容の構築、体験教室の積極的な実施等を図っていくべきである。

(5) 旧財団法人とちぎ青少年こども財団の3施設（子ども総合科学館、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家）

① 指定管理者制度の趣旨に反する運営について

3施設の人員は、その大半が県職員等で構成されている。財団は、3施設を運営する人員体制が整わないまま、過去7年間指定管理者を受任しているが、県にはその不十分な人員体制を放置・温存させてきた不作為の責任がある。行政改革推進室は、指定管理者制度の効果を把握し運用上の課題・問題を解決していく責任がある。また、所管課にとっても、施設が指定管理者制度の対象となった以上、直営の形態とは違っているのであるから過度な人的支援を改め財団に自助努力を促す立場にある。

指定管理事業の遂行に必要な人的資源をどのように調達するかは、指定管理者ごとの判断に委ねられているものである。

また、当該指定管理者への県職員の派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき適正に行われている。

さらに、指定管理者の公募において、県の人的支援は前提となっておらず、手続きの公平性、透明性は確保されている。（県民文化課、こども政策課、生涯学習課、行政改革推進室）

② 人員体制の整備について

3施設において行政職員・教職員の派遣及びそれらのOBが人員の多くを占めている。指定管理者制度の導入により人員体制が不十分であれば指定替えのリスクがあることを念頭に、人材を育成してこなかったことは、財団の責任である。

採用する人員の決定は、指定管理者の経営判断に委ねられている。

当該施設における教員OB等の採用については、指定管理者が経費削減やサービス向上を図るため総合的に判断したものである。（県民文化課、こども政策課、生涯学習課）

③ 施設管理費の無駄について（とちぎ海浜自然の家）

指定管理者制度を採用する目的の一つに管理経費の縮減があるが、小学校校長OB等の人員を敢えて採用してきたことから、遠方より人員を配置しなければならず、寮や社宅等の準備が必要となっている。これは、利用者サービスへ振り向けられるべき資源が有効に使われていないという点で県による改善勧告があつてしかるべきである。

採用する人員の決定は、指定管理者の経営判断に委ねられている。

当該施設における教員OB等の採用については、指定管理者が経費削減やサービス向上を図るため総合的に判断したものである。（県民文化課、生涯学習課）

④ 長期的人材育成の困難性について

指定管理者制度は、3年ないし5年の指定期間による協定であり、指定管理者にとって次の公募時に選定から洩れる恐れが絶えず付きまとい

平成25年度の指定管理者の公募から、「施設の専門性又は特殊性から、人材の確保、人材の育成、管理運営技術の蓄積等」を図る必要

ている。財団法人にとって将来展望が不透明なことは、常勤プロパー職員の採用と教育訓練を組織として実施していく上で極めて不安定で困難な状況になっている。10年程度の期間であれば、競争原理が働くことで指定管理者に一定の緊張感を持たせながら、一方で指定管理者にとっても長期的視点から組織運営ができる制度であると考えられる。

⑤ 指定管理者の動機付けを失う運用について

現状の制度は、指定管理者にとって住民サービスの向上への取り組みや業務改善による経費節減の努力に対して、その見返りがなく、反対に指定管理委託料の減額となって返ってくるため、指定管理者側の士気を下げる運用となっている。また、とちぎ海浜自然の家及びなす高原自然の家については指定管理者制度導入に合わせ、平成18年度から利用料金制を採用し、子ども総合科学館については、平成21年度から利用料金制が取り入れられたため、それ以前であれば3年間の固定収入として見られたものが、指定管理者にとっては収入の安定性がその分だけ下がることになった。更に利用料金制の採用が指定管理委託料の引き下げと対になっているため、財団の努力義務がそれだけ厳しくなっている。

現状では、指定管理者制度による利益が、指定管理者へ還元されることは無く委託者の利益となってしまう制度である。このままの形で継続するならば指定管理者にとって住民サービスの向上や経費節減の動機付けが無くなり、指定管理者制度が崩壊する。問題の本質は、指定管理者制度の運用においてこれらの課題が生じていることを行政改革推進室や所管課が把握していないことである。施設現場に対してノルマは設定するが、そこから生じる問題の把握が行われていない。監査に当たって、3施設における指定管理者制度の問題点を検討した資料を要求したが提出されなかった。

指定管理者の住民サービス向上や経費節減の成果を次回の指定管理者選定における優遇扱いの得点とすることや競争上の優位性が得られる制度に変えていくことは、競合相手が

性がある」施設については指定期間を10年を上限とすることとしたが、当該施設については、この要件に該当しないものとした。(こども政策課、生涯学習課)

委託料上限額については、一定の利益率等を踏まえ適正に算定している。

また、指定管理者の経営努力が増収として還元される利用料金制を導入することで、指定管理者のモチベーションを高めている。

なお、指定管理者のサービス向上等の実績を適正に評価し、モチベーションを高めることには意義があるが、現指定管理者の実績に対し、次回選定において競争上の優位性を与える仕組みについては、新規参入の阻害や選考の公平性の観点からも慎重な対応が必要である。(こども政策課、生涯学習課、行政改革推進室)

⑥ 設備の老朽化と修繕について

生じない現状において指定管理者のモチベーションを維持する上から必要である。

a. 小破修繕の実効性の確保

子ども総合科学館では、施設や展示品の老朽化により修繕の必要性が高まっている上に、設備や展示品に使用されている部品に関して、代替品の入手が困難な状況になっている。

また、とちぎ海浜自然の家は、平成4年7月の開所であり既に21年が経過している。利用料金制を採っているが、その中心は臨海自然教室での利用以外の一般の利用によるものであるが、施設の衛生上の問題として老朽化はマイナスの要因として働く。

利用料金制は、収入のリスクを指定管理者に負わせることになるが、修繕のリスクが高い老朽化した施設を対象に、指定管理者の公募を行うことは現実問題として不可能である。建物施設の大規模な修繕や展示品の一斉交換を実施した上で指定管理制度を継続するのでなければ公募による指定管理者制度は機能しない。

b. 修繕の可否判定

指定管理者が負担する小破修繕の規模は、現状、見積額100万円未満となっている。一般論ではあるが、民間事業者であれば、利益を確保するために経費を抑えるわけで、出来るだけ修繕費を先送りする傾向が出る。本来必要な修繕を先延ばし・先送りにする誘因が生じるため、適時な修繕が行われなければ施設の老朽化を早める結果となる。

公募要領等において、小破修繕の規模を現状の100万円から50万円程度に引き下げた上で、一定額以上の修繕費予算の消化を義務付けなければ、次の指定管理者のリスク負担が増大して引き受け手が存在しなくなる。

当該施設の修繕については、「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に基づき、県と指定管理者で協議しながら、適時必要に応じ修繕等を行い、施設の効果的な運用を図っている。(こども政策課、生涯学習課)

II 公益財団法人栃木県民公園福祉協会

1 概要

(1) 財務諸表に対

財団の平成24年度収支決算書の

平成25年度決算から指摘された

<p>する注記の記載誤りについて</p>	<p>「6 財務諸表に対する注記」に誤字・誤記がある。</p>	<p>内容についてすべて修正した。(都市整備課)</p>
<p>(2) 会計処理規程について</p>	<p>財団の会計処理規程第58条には、重要な会計方針が規定されている。その中でリース資産の処理として、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るにリース資産については、「リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。」と定められている。しかしながら財団の平成24年度収支決算書の「6 財務諸表に対する注記」においては、リース取引の会計処理として「所有権移転外のファイナンス・リース取引であるが、1件当たりのリース料総額が300万円以下のものであるため、通常の賃貸借処理に係る方法により会計処理している。」と記載されている。</p> <p>また、会計処理規程第58条の(7)では、税効果会計の適用についてとして「(前略) 税効果会計を適用している。」と規定されている。一方、収支決算書の注記には、重要な会計方針として税効果会計に関する記載はなく、また実際に税効果会計の適用は行われていない。いずれも、実態に合わせて会計処理規程を変更すべきである。</p>	<p>平成26年3月17日開催の第8回理事会において、会計処理の運用実態に合わせた内容に会計処理規程を改正した。(都市整備課)</p>
<p>(3) 棚卸資産の評価方法について</p>	<p>財団会計処理規程第58条にて、棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用する旨を規定している。しかしながら、最終仕入原価法は、税務上は認められた方法であるが、会計上は認められた方法ではない。先入先出法、売価還元原価法等の会計上認められた方法により棚卸資産を評価することが望ましい。</p>	<p>最終仕入原価法は税法上認められており、継続して採用しているので、今後も採用したいと考えている。(都市整備課)</p>
<p>(4) 都市緑化基金、未精算額の表示と経費処理の遅延について</p>	<p>固定資産に計上されている都市緑化基金積立資産の一部は、普通預金で運用されているが、銀行から取得した預金の残高証明書と表示金額が不一致であった。不一致の原因は、未払額を直接差し引いた金額で都市緑化基金(預金)を計上していたためである。都市緑化基金積立資産の金額は預金残高で計上し、未払額を負債(未払金)計上すべきである。</p> <p>また、請求書等の保存と経費(支払)の管理を適切に行うべきである。</p>	<p>平成25年度決算から、残高証明書と都市緑化基金残高が一致するよう、3月中に業務を終了させ、未払金が発生しないよう対応している。また、請求書等の保存と経費支払の適正管理について職員への周知徹底を図った。(都市整備課)</p>

<p>(5) 法人税申告書別表五（一）に計上されている「取崩益」と「取崩もれ」について</p>	<p>法人税申告書別表五（一）I利益積立金額の計算に関する明細書では、取崩益151,350円及び取崩もれ2,110,000円が加算されている。これらの項目の詳細は不明である。有税で計上した経緯や内容の判る書類を保管し、適切に処理すべきである。</p>	<p>昭和56年度の退職給与引当金取崩による益金と昭和63年度退職給与引当金取崩もれであることを当時の税務申告書から確認しており、顧問税理士が平成25年度の税務申告において処理した。（都市整備課）</p>
<p>(6) 未払法人税等の表示について</p>	<p>未払法人税等が未払金に含めて表示されている。未払法人税等は納税に備えるために負債計上する項目であり、事業に要する費用の未払金とは区別し単独の科目で計上すべきである。</p>	<p>平成25年度から、未払法人税等を単独の科目として負債計上した。（都市整備課）</p>
<p>(7) 退職給付引当資産の過大積立について</p>	<p>平成24年度決算書上、固定負債に計上されている退職給付引当金が231,423千円に対し、固定資産に計上されている退職給付引当資産は240,241千円であり、約8,818千円が過大に資産積立されている。財団は、外部借入を行っておらず、また、流動資産に計上されている現金預金の金額も約192,396千円あり、資金を潤沢に保有している。余剰積立部分は過去の経営努力により積立した額であることは理解できるが、余剰部分は、用途を検討すべきである。</p>	<p>平成26年度決算からは、退職給付引当金が増加することに伴い、退職給付引当資産との差額が発生せず、過大積立となることはない。（都市整備課）</p>
<p>(8) 収益事業での大幅な赤字と事業運営について</p>	<p>平成24年度の法人税申告書別表七（一）によると、過年度に多額の青色欠損金を出している。 本来、公益法人は、収益事業で純利益を捻出し、法人税を納税した後の剰余金で公益事業を運営することを目的にしている。 しかし、過去3事業年度では、震災関連による固定資産修繕や固定資産の県への寄付等、特殊事情があったにせよ収益事業が過大な赤字となり、収益事業での剰余金が発生していない。 公益認定以降は、収益事業の赤字は改善されている。収益事業で赤字となる事のないように経営計画を立て、法人運営を行うべきである。</p>	<p>税法上、平成23年度までは、公益事業は都市緑化事業のみで、それ以外の事業はすべて収益事業だったため、特に、収益性の低い事業（プール等）により、収益事業全体が赤字となっていた。平成24年度からは、都市緑化事業を含め収益性の低い事業が公益事業として認定されたことに伴い、収益性が高い事業（売店等）からの益金を公益事業へ繰り入れている。（都市整備課）</p>
<p>(9) 未払消費税の過大計上と過大計上額の翌事業年度での雑収入</p>	<p>平成23年度末に本来未払計上すべき未払消費税の金額は5,699,900円であるのに対して、未払金9,437,546円が計上されており、その差額</p>	<p>平成25年度以降も、決算書上の未払消費税について適正に計上している。（都市整備課）</p>

計上について

3,737,646円過大に計上されている。その差額3,737,646円は、平成24年度に繰越され、雑収入に計上されている。

例年未払消費税額は決算時には確定し、会計間の精算も済ませているが、平成23年度は会計間の精算が遅れたため、消費税確定後の残高をやむを得ず次年度に繰り越した。平成24年度は既に改善されている。

消費税の申告納税は適正に行われているが、決算書上、適正な未払消費税の計上を行うべきである。

(10) とちのきファミリーランドの有用性について

とちのきファミリーランドは、都市公園の中にあつて、駐車場料金や入園料も無く、小さな子供連れの家族等が低料金で安心して遊ぶことができ、立地も宇都宮外環状線や東武宇都宮線西川田駅から近く、アクセスも良い。

遊園地の規模は大きいとも言えず、また遊具に目新しいものはないが、古くなった遊具に修繕を加えながら使い続ける等、低料金で利用できるような経営努力がうかがえる。往査を行った平成25年8月21日も小学校等の夏休み期間中でもあり、猛暑日にもかかわらず盛況であった。

宇都宮市周辺には大きなテーマパークがなく、とちのきファミリーランドは大変有用で利用価値が高く、公園協会の目的とする利用者に安らぎや潤いをもたらす福祉の増進に寄与していると感じる。今後もより一層の経営努力に期待する。

週末に行っているイベントなどを継続して実施することで、引き続き、集客に努めている。(都市整備課)

2 総合運動公園

(1) 未払金の処理について

平成25年2月、3月に使用した水道料金・下水道料金2,531,183円について未払金として計上がなされていなかった。平成24年度に帰属する支出については未払金として処理すべきである。

平成26年3月17日開催の理事会において会計処理規程を改正し、翌年度の4月10日までに使用期間が完了した取引を当年度の費用とすることとし、平成25年度決算から実施した。(都市整備課)

(2) 会計帳簿の保管について

総勘定元帳を閲覧したところ報告数値と一致していないものが保管されていた。これは、監事の監査等に伴い修正がなされているが、修正前の資料から差し替えがなされていなかったためである。会計帳簿の保管については、最終版のものを保管するよう徹底すべきである。

会計帳簿の適正な保管について職員に周知し、適正に実施している。(都市整備課)

<p>(3) 共通管理費の按分について</p>	<p>本部経費について各事業に按分を実施しているが明確な按分方法が定められていない。各事業部門の適切な損益が把握できるよう、明確な按分基準に基づき每期継続的に実施していくべきである。</p>	<p>適正な按分を行うための基準を整理し、平成27年度から適用していくこととした。(都市整備課)</p>
<p>(4) 遊園機械の保守点検管理について</p>	<p>遊園機械の保守点検は、毎日の業務点検及び業者による保守点検業務が3か月に1回実施されている。これらの点検で異常事項について逐一对応しているが、その対応状況の管理は担当者がメモ書きにより把握しているのが現状である。 保守点検での異常事項や対応状況についての履歴を一覧にまとめ、全体で情報共有できるようにしていくことが望ましい。</p>	<p>保守点検での異常事項や対応状況に係る情報共有について職員に周知し、適正に実施している。(都市整備課)</p>
<p>(5) 総合運動公園の指定管理者制度について</p>	<p>現在、平成34年度での国体開催に向けて、西川田県有地(元宇都宮競馬場)を含めた施設の再開発計画の検討がなされていることから、非公募による指定管理者制度を導入している。 総合運動公園の再開発整備が進んだ段階においては、非公募の事情がなくなることから公募による指定管理者制度への移行が望ましいと考えられる。</p>	<p>当該施設の指定管理者の選定については総合スポーツゾーンの整備が進んだ段階では公募にする予定である。(都市整備課)</p>
<p>3 みかも山公園</p>		
<p>(1) 協賛品の受贈益の計上漏れについて</p>	<p>協賛品の雑収入120,000円と催事費120,000円をそれぞれ計上すべきである。</p>	<p>平成26年度から、協賛品については、雑収入と催事費に計上している。(都市整備課)</p>
<p>4 那須野が原公園</p>		
<p>(1) 固定資産の減損について</p>	<p>グルーピングの方法にもよるが、那須野が原公園のプール事業(一般会計)は赤字となっており、公園事業特別会計(収益事業)と合わせても黒字とはならず、減損の兆候が見受けられる。有形固定資産及び無形固定資産については、新公益法人会計基準に基づき、減損会計の適用を検討すべきである。</p>	<p>不動産鑑定士の意見をもらい、減損の要否について検討することとした。(都市整備課)</p>
<p>5 日光だいや川公園</p>		
<p>(1) 委託販売手数料の未収計上について</p>	<p>収益事業等会計に区分されている委託販売事業については、公園内の飲食店の運営を委託しており、当該</p>	<p>平成25年度決算から、全公園において、年度末の収入について発生主義により未収計上することと</p>

飲食店の売上高の一定割合を販売手数料として計上している。業務委託契約書によれば、委託料は毎月月末締めで翌月に精算されることとなっており、同時に財団の手数料収入も確定することになるが、財団の収入計上は現金主義で行われており、飲食店の3月分売上高に対する手数料収入が4月に計上されている。

同様に委託自動販売機事業についても、公園内に設置された自動販売機に係る販売手数料収入が、現金主義により1ヶ月遅れで計上されている。質問の結果、現金主義で収入を計上しているのは、販売手数料の確定が翌月末近くになり年度末には決算に反映させることが間に合わないためであるとのことであった。一方で、担当者によっては同様の販売手数料を発生主義で計上している公園もあり、財団内でも処理が統一されていないとのことであった。

決算期末となる3月分だけは、業者に依頼する等して通常より早く手数料を確定させ、決算時に未収計上することが望ましい。それが不可能であれば、金額的重要性を鑑み、内規により金額を定めて一定金額以上の場合にのみ未収計上を行うといった対応も検討すべきである。

いずれにしても公園ごとに処理が統一されていないことは問題であり、財団内で発生主義による処理方法を定め、それに沿って運用すべきである。

した。(都市整備課)

6 とちぎわんぱく公園

(1) 現金及び普通預金補助元帳のマイナス残高について

補助元帳を通査したところ、現金及び普通預金勘定で、通常発生し得ない残高のマイナスが散見された。質問の結果、平成24年度に新公益法人会計システムへ移行した当初、会計単位間の入り繰りが発生し、残高がマイナスとなってしまったとのことであった。平成25年度においては改善されているとのことであるが、適切な記帳を行うべきである。

新会計システムへの移行により生じた会計間の入り繰りについては、平成25年度中に修正し、平成25年度以降は、適切に実施している。(都市整備課)

(2) 消費税課税区分の誤りについて

遊戯施設等事業の事業費のうち燃料費支出について、補助元帳を査閲し、消費税計算書と突合したところ、本来消費税の課税対象外となる軽油

補助元帳に仕訳ごとの課税区分を表示するよう、平成25年度から会計システムを改修し、仕訳入力時の消費税区分に誤りが出ないよ